規制の事前評価書(簡素化)

法律又は政令の名称: 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

規制の名称: 製造量と輸入量を制限する物質の追加

規制の区分:新設、(改正)(拡充)緩和)、廃止※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局: 経済産業省製造産業局化学物質管理課

環境省地球環境局地球温暖化対策課

評価実施時期: 平成30年1月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件:<u>iii</u>

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1:簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額
	遵守費用が年間 10 億円(※)未満と推計されるもの。
	※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資
	額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の 設備の維持管理費用の総額を目安とする。
	● 「3.直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの
	・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。
	・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているも
	の。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の
	中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。

	● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響(社会に
	対する負の影響)が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの
	国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であっ
	て、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。
	● 「2.規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接
	的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの
'V	我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件につ
	いては政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機
	械的に整備するものであるもの。
	● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直
	接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
.,	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの
V	研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制
	であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。
	ただし、規制の導入により副次的な影響(重要な効果(便益)の喪失、重要な行動変
	容(代替)等)(※)が発生する可能性があるものについては適用しない。
	※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。
	● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地
	がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影
	響(重要な効果(便益)の喪失、重要な行動変容(代替)等)がないことを記載する
	こと。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの
Vİ	事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した
	評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間(3 か月~半年程度
	経過)後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。
	● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載す
	ること。
::	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの
Vii	・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の
	場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を
	行うことに限界があるもの。
	・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のよ
	うに、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数
	等を把握することが困難なもの。

● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特

定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡 潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5~10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。 (現状をベースラインとする理由も明記)

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下、「議定書」という。)」(1987年採択)は、オゾン層破壊効果のある特定フロンの生産・消費の削減を加盟国に義務付ける国際条約であり、全ての国連加盟国が締結している、環境分野における主要な国際約束の一つである。我が国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(以下、「オゾン層保護法」という。)」において、議定書の削減義務の国内実施を担保している。

本議定書に基づく措置により、特定フロンからオゾン層を破壊しない代替フロンへの転換が進められたが、代替フロンは高い温室効果を有することから 2016 年に議定書の改正が行われ、代替フロンについても、生産・消費の義務が加盟国に課されることとなった。

本議定書改正を我が国が仮に締結しない場合、国内担保措置は行われないので、議定書の削減 義務が我が国に課されなくなる。他方で、70 か国以上が本議定書改正を締結することを条件とし て、2033 年 1 月 1 日以降、締約国は本議定書改正の非締約国からの代替フロンであるハイドロ フルオロカーボン(以下、「HFC」という。)の輸入、非締約国への輸出が禁止されるため、我 が国が本議定書改正を締結しない場合、締約国とのHFCの輸出入が一切できなくなる可能性が ある。

本議定書改正を我が国が仮に締結するも、国内担保措置を行わない場合、議定書の削減義務を履行できないこととなり、本資料で論ずるべきものではないが外交上問題が生じる可能性がある。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

HFCが、2016年の議定書改正により削減義務の対象となったことにより、我が国でも議定書の国内担保措置が必要となっている。

そこで議定書の担保措置としてオゾン層保護法で特定フロンに対して用いている規制措置と同 一の枠組みで、代替フロンについても規制措置を行うことが合理的である。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(遵守費用について)

HFCの規制により、オゾン層破壊効果がなく温室効果の低い低温室効果ガスへ転換することに伴うコストが発生しうる。

現在、HFCの用途の一つである自動販売機や家庭用冷凍冷蔵庫の冷媒は、既に新規出荷分で CO2やイソブタン等の自然冷媒に転換済みであることから、遵守費用は限定的であると考えられる。

業務用冷凍冷蔵機器については、自然冷媒技術が実用化され普及しつつあるが、HFCを使用した機器との価格差があるため、価格差を軽減し、普及するための支援措置を講じており、遵守費用は限定的になるものと考えられる。

一方で、家庭用や業務用のエアコンでは、現時点で安全性や効率性等をも満たす代替冷媒の実 用化には至っておらず、研究開発等の費用が国内数社程度の企業に生じると考えられる。

(行政費用について)

- ・申請手続きに係る費用(国内製造量の許可・輸入の承認等)
- 1,900 円/時間·人×4 人×3 時間/社×100 社=100 万円程度
- 1,900円/時間・人:審査を行う専門職員の時給

4人:実際に審査を行うと考えられる人数

3 時間/社:一社あたりの審査時間

100 社:過去に HFC の製造・輸入実績がある会社として実態調査を行った社数

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和 したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が 生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す ることが求められる。 (規制対象拡大のため該当せず)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

・経済への副次的及び波及的な影響

フロン排出抑制法に基づき設定されている代替フロンの使用見通しでは、2025 年度までの我が国の代替フロンの使用見通し量は、議定書改正で我が国に課される限度の推計値を下回ることとなっており、経済的な負の影響は限定的と考えられる。なお、規制による便乗値上げの防止の観点から、HFCについても国内出荷単価の報告を求めることで、価格に関する監視を継続的に実施していく。また、段階的に設定されている本議定書改正の削減義務を着実に履行するため、代替物質の開発に対する支援を行っていく。

・競争への副次的及び波及的な影響

規制の政策評価における競争状況への影響の把握を行うべく「競争評価チェックリスト」を活用した結果、競争に負の影響は限定的であるという結果になった。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

経済産業省及び環境省の審議会

経済産業省:産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキン ググループ

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/31.html

環境省:中央環境審議会 地球環境部会 フロン類等対策小委員会

http://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06-07.html

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第28回締約国会合(MOP28)

(平成 28 年 10 月 21 日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_001690.html

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した 規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にして おくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえることとする。

当該規制については、法律において見直し条項を措置しないものの、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において『「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。』と定められていることに則り、5年後を目途に、事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

2029年の基準値比 70%(推計約 2, 200 万 002 トン)減をはじめとした議定書改正によるHFCの削減義務を達成すべく、申請手続きの電子化を行うとともに、技術開発や設備導入の支援を行う。これらの動向を踏まえ、経済及び産業に対する総合的な影響を評価する。